

エセ同和行為に関する取扱規則

エセ同和行為に関する取扱規則

第1条（目的）

この規則は、本会の綱領、倫理綱領、指導者の心得を厳守することにより、国民からの支持・支援を得て、本会の理念である「普遍性のある人権という広い土俵の中で同和問題を解決する」を達成するため、同和問題の解決を大きく阻害するエセ同和行為を防止することを目的とする。

第2条（都府県本部間の連絡）

他都府県で自由同和会の名称を記した名刺や名称を使用する場合には、当該都府県本部へ事前に連絡すること。

第3条（調査）

第2条に違反する行為が発生した場合には、会長は速やかに総務委員会と組織委員会に合同して調査を実施することを命じることができる。

第4条（調査事項）

総務委員会と組織委員会の合同調査は、違反行為を客観的に裏付ける事実や資料の収集を行うものとする。

なお、合同委員会が必要と判断する場合には、違反行為者から直接意見を聴取することができる。

第5条（調査結果の報告）

総務委員会と組織委員会が合同で調査した事項は、総務委員長と組織委員長が責任を持って速やかに執行部会に報告しなければならない。

第6条（執行部会の決定）

総務委員長と組織委員長からの調査報告を受けた執行部会は、本会の懲罰規定第6条の解決策としての処罰規定の中から、慎重に審議して処罰を決定する。

第7条（中央本部理事会の付託）

中央本部理事会は、執行部会で処罰を決定することを中央本部理事会の決定事項としたことから、執行部会の決定は中央本部理事会での決定に準じるものとする。

附 則

この規則は、平成13年1月26日から施行する。

平成15年5月20日一部改正